

令和3年6月定例会 県土整備委員会(付託)

令和3年7月1日(木)

[委員会の概要 危機管理環境部関係]

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。(11時15分)

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)

谷本危機管理環境部長

この際、1点御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

事前委員会以降の動きについて、簡単に御説明いたします。

6月17日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、6月20日をもって、沖縄県を除く9都道府県において緊急事態宣言が解除されることなどが決定されました。

これを受け、同日、第55回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、とくしまアラートを国の基準のステージI相当の感染観察・強化に据え置くとともに、本県への人流が増加するお盆を控え、6月21日から8月15日までの間を第5波・早期警戒期間と位置付け、県内全域でのワクチン接種の加速化、繁華街等での人流調査の強化、飲食店を対象とする定期PCR検査をはじめとする戦略的なモニタリング検査等を実施することを決定したところです。

その1週間後の6月24日には第56回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、とくしまアラートの5指標7項目全てが国のステージIの基準を下回ったことなどから、県専門家会議の御意見も踏まえ、約2か月半ぶりにとくしまアラートの解除を決定いたしました。

現在、緊急事態宣言が沖縄県に発出されており、まん延防止等重点措置についても10都道府県に適用されております。

また、アルファ株よりも更に感染力が強いと言われるデルタ株が多くの県で確認されており、6月25日には隣の香川県で確認されるなど、本県でも県外からのウイルスの持込みによりいつ感染が再拡大してもおかしくない状況にあることから、次なる感染拡大の波を水際で阻止し、仮に第5波が訪れたとしても、その影響を最小限に食い止めるよう、引き続き気を引き締めて必要な対策をしっかりと進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

立川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

福山委員

私からは、先月24日の代表質問において、嘉見委員が質問されました新型コロナウイルス感染拡大の第5波に備えた対策について質問いたします。

先ほど谷本部長から説明がありましたように、6月後半に入って県内の感染状況は更に落ち着きを見せ、6月24日には約2か月半ぶりにとくしまアラートの全面解除が決定され、県庁のライトアップもようやく本来の藍色に戻りました。

これまで感染対策に御協力いただいた県民や事業者の皆様、そして医療現場を支え続けていただいている医療従事者の皆様には、改めて感謝したいと思います。

本県における第4波はこれを持って一区切りが付いたと言えますが、当然のことながら、これで県内における新型コロナウイルスの感染が収束したわけではなく、来るべき第5波の感染拡大に向けて引き続きしっかりと対策を講じていく必要があります。

さきの事前委員会において、多くの都道府県で緊急事態宣言が解除となる6月21日以降も引き続き対策を講じていく必要を私から指摘させていただきましたが、その後、東京2020オリンピック・パラリンピック、お盆などによる人流の増加や感染力の強いデルタ株が各地で確認されること等を踏まえ、県では6月21日から8月15日までは第5波・早期警戒期間と位置付け、県外からの変異株の流入を防ぐ水際対策や感染者の早期の探知に向けた対策を中心に取組を強化していると聞いております。

このうち、危機管理環境部が実施している人流の監視、帰省者に対する事前PCR検査、そして飲食店の従業員に対するPCR定期検査について、現時点における具体的な取組状況を教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、当部が所管しております第5波・早期警戒期間における三つの対策について御質問いただきました。

まず、人流の監視でございます。

本県の飲食店への時短営業の要請は5月末に終了いたしました。その後、近隣府県からの本県繁華街等への人流の増加が予想されたことから、携帯電話のGPS位置情報を基に、6月20日まで緊急事態宣言が発令されておりました都道府県の中で特に本県との往来が多い京都、大阪、兵庫、岡山、広島を5府県を対象に、本県の徳島駅周辺及び富田町、秋田町周辺の2か所に対して、毎週水曜日と金曜日に対象府県から流入してくる人数のデータを整理し、それを翌週の月曜日、水曜日に定期的に公開しております。

これらの流入数は、本県で第4波の感染者が増え始めた時期である3月22日から4月4日までの2週間の流入数の平均値と比較して、その時の8割を超える場合には、県民や飲

食店の皆さんに感染防止対策を徹底していただけるよう速やかに注意喚起を行っているところでございます。

6月に入ってからしばらくは8割を超えることはなかったのですが、23日に公表させていただきました6月18日金曜日のデータでは、富田町、秋田町において流入数153パーセントという数値になりました。その次に、6月27日公表の6月23日水曜日の分につきましては、富田町、秋田町周辺で89パーセント、そして6月30日公表の6月25日水曜日分につきましては、富田町、秋田町周辺で173パーセント、駅前周辺も120パーセントで、それぞれこれまでの最高値となったところでございます。

流入数が8割を超えた場合、その都度報道各社に資料提供し、ホームページ等において調査結果、注意喚起の内容を情報発信しており、飲食店の関係団体を通じて各店舗への周知、注意喚起も依頼しているところであります。

また、最近県庁前に新しくLEDの大型ビジョンができておりますが、本日からそういったものも活用させていただいて注意喚起を開始するなど、様々な媒体を活用してこういったことの情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、帰省者に対する事前PCR検査でございます。

こちらは、県土整備委員会で何回も説明させていただいておりますように、やむを得ない事情で帰省する方にPCR検査を事前に無料で受けていただき、ウイルスを県外で食い止めるというものでございます。

この検査につきましては、ゴールデンウィークに続く第2弾として、6月10日から20日までの帰省者を対象に最終的に227名の方に検査を受けていただき、さきの事前委員会でも御説明しましたように、そのうち1名が陽性でありました。

この事業は水際対策として有効であると考えられることから、7月以降のオリンピック、夏休み等の人流の増加を見据え、7月初めの帰省から利用できるよう第3弾を開始することにさせていただき、6月24日から受付を開始いたしておりまして、6月29日までの段階で早くも250人から申込みを頂き、既にうち1名は陰性と判明しております。

今後、お盆等を控えまして、できるだけ多くの方にPCR検査を受けていただきたいと思いますので、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

最後に、飲食店の従業員に対するモニタリングPCR検査の実施であります。

こちらは、京阪神等から多くのお客さんが訪れる可能性のある飲食店を対象に、従業員の方に無料でPCR検査を受けていただくことで、早期の感染の発見を図るものでございます。

こちらについても、前回は6月1日から6月15日まで受付を行い、結果的に199店舗、述べ962人が検査を受け、全員が陰性でありました。

第5波・早期警戒期間におきましても、この取組を継続させていただくこととしておりまして、6月21日から申込受付を開始しており、29日までに81店舗、343人から申込みを受け、そのうち23店舗、66人が陰性であるという結果が既に出ております。

陰性と判明した飲食店には、直ちに県が発行するPCRモニタリング定期検査協力店ステッカーをお送りし、広報することによって県民の皆様にご利用を推奨しているところでございます。

福山委員

ただいま、第5波に備えて取り組まれている三つの対策についてお伺いいたしました。

この中でも、やはり人流監視について県外からの人流が増大する傾向が見え始めているのが気になります。

本県において最近確認された新規感染者を見ても、数は少ないもののそのほとんどが県外由来でありますし、県外において早くも感染再拡大、リバウンドの兆しが見え始めるとともに、デルタ株の感染が確認された地域がどんどん増えていることを考えますと、県外からの人流の監視については更なる強化を図っていくことが必要と考えます。

さきの嘉見委員の代表質問に対して、知事から人流監視を強化するため新たに県東部、南部、西部の主要観光地を対象に加えるとの答弁がなされたところでありますが、今後どのような形で人流監視を強化していこうと思っているのか、お伺いいたします。

永戸危機管理政策課長

ただいま福山委員から、人流監視をどのように強化していくのかとの御質問を頂きました。

人流監視につきましては、これまで繁華街2か所を対象に行っていましたが、これからオリンピック、夏休み、お盆という全国から多くの人々が本県のいろんな場所に訪れる時期を迎えることを踏まえまして、人流監視の強化を図っています。

まず、県外客の来訪が多い観光地における人流の状況を地域ごとに把握したいと考えております。

県東部においては、京阪神からの玄関口となっており、県外からの集客が非常に多い施設を多数擁する鳴門公園周辺、県南部においては、サーフィンやダイビング、磯釣り、四国遍路など、県外から車で訪問する人が多いので、そういった人たちが立ち寄る道の駅周辺、また県西部では、大歩危、小歩危や吉野川のラフティングスポットを擁し、県外から車あるいはJRで祖谷地方を訪問する人々の多くが立ち寄る道の駅大歩危、JRの大歩危駅、小歩危駅周辺といった所を選んでおります。こういった3か所を代表的なエリアとして、新たに対策地区に追加いたします。

観光地につきましては、繁華街と違って季節による入り込みの変動が非常に大きくございますので、繁華街のように特定の時期の流入数と比較して判断するのではなく、原則として、1週間単位での流入数を前週の流入数と比較するといった形で、週単位のトレンドの変化を把握することを主眼としてまいりたいと考えています。

さらに、これまでやっていた徳島市の繁華街2か所につきましても、観光地と同じように1週間単位の流入数を用いて前週と比較を行うといったことも追加していきたいと考えており、こういったデータを7月早々から定期的に公表することにより、県外から本県への人流を効果的に把握し、県民の皆様に分かりやすく見える化できるように進めてまいりたいと考えております。

福山委員

7月早々から人流監視の新たな取組が開始されるということが分かりました。

これからちょうど夏休み、そしてお盆と本格的に人の移動が激しくなり、警戒を強めな

ければならない時期を迎え、人流の監視をこれまで以上に戦略的に行い、そこで得た情報を県民や事業者の皆様に分かりやすく速やかに提供して適切な行動を促し、もし必要があればちゅうちょなく強い対策を講じるなど、しっかりと取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わります。

寺井委員

2点ほど質問させていただきます。

まず最初に、先日、徳島プレミアム生活衛生クーポンが発売されたところでございまして、非常に高い関心を持たれ、大きな反響があったというようにも聞いております。

新聞報道でしか見ておりませんので、販売結果や県民の声についてお聞きしたいと思えます。

都築安全衛生課長

先日の委員会で御協議いただき、4業界への支援といたしまして県民の利用促進策となるクーポンを、6月21日に県内地域のスーパー40店舗で販売を開始いたしましたところ、6万セットが即日完売という結果になりました。

このことから、4業種の利用促進という事業の趣旨に多くの県民の皆様から御賛同いただけたものと受け止めております。御購入いただいた皆様に、まずは感謝を申し上げる次第でございます。

また、販売に際して県民の皆様から寄せられました意見につきましては、特に販売日当日に最寄りの店舗が完売してしまったが、その他どこか販売場所はあるのかといった販売場所についての問合せ、仕事で開店時に並べない人にも配慮してほしいといった販売方法に関する御意見が事務局や県に多数寄せられたところです。

寺井委員

非常に関心が高かっただけに完売するのが早かったようでございますが、販売方法については、今のお話だと先着順みたいな形であったと思うのですけれども、その理由と実施して得られた教訓について、改めてお聞きしたいと思います。

都築安全衛生課長

クーポンの販売方法につきましては、当クーポン事業に限られた予算や発行枚数の中で生活衛生4業種の早期支援を目的としていることから、事業の緊急性や即効性を考慮し、今回はオーソドックスな手法である先着順とさせていただきました。

このような背景があるとともに、専用ホームページで店舗ごとの完売状況を随時お知らせしていたところではありますが、御購入の意思を持っていたにもかかわらず購入することができなかった方が生じたことについては大変申し訳なく思っております。

販売方法についての教訓としまして、先着順に代えて事前予約制の導入であったり、それらを組み合わせた先着順と事前予約制の併用を検討するなど、短期間であってもより一層公平性を確保する必要があると改めて認識したところであります。

寺井委員

この度採用した先着順という方法は緊急性があるがために致し方ないかなとも考えるわけですが、より一層公平な手法で販売すべきだと思いますので、得られた教訓について、今後、しっかりと県政に活かしていただきたいと思います。

最後に、現時点でクーポンの再発売等は考えておりますか。

都築安全衛生課長

再販売についてでございますが、本日、7月1日にクーポンの換金が始まりますので、その換金状況により店舗の利用状況をはじめ事業の進捗状況を把握するとともに、同時に4業界への意見聴取も含めて、まずは事業効果の検証をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

寺井委員

まずは換金状況の結果を見てということでございますけれども、しっかり確認して、当事業の目的である生活必需サービス4業種の事業継続、それから雇用維持、また各店舗の感染防止対策につながるように、引き続き、県として全力で取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、動物の新型コロナウイルス感染症についてお聞きしたいと思います。

先日、テレビを見ておりましたら、新型コロナウイルスが12種類ぐらいの動物に感染するのではないかという話が少し聞こえたところでございまして、本当に動物にうつっていくのかということをお聞きしたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま寺井委員から、動物と新型コロナウイルスに関する御質問を頂きました。

これまでのところ、動物から人へ新型コロナウイルスが感染したという報告はありません。

一方で、猫科動物は新型コロナウイルスの感受性がほかの動物種よりも高いとの報告があり、実験では猫がほかの猫に感染させるという結果が報告されております。また、オランダのミンク農場でのミンクの大量感染事例では、新型コロナウイルスに感染したミンクから人へ感染した可能性が指摘されております。

新型コロナウイルス感染症に限らず、動物からの感染予防のため動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接する前後での手洗いや手指消毒等を行うことが大切であると考えてございます。

また、特にペットの体調が悪い場合には、できる限り不必要な接触を控え、速やかに動物病院を受診するなどの対策が必要であると考えてございます。

寺井委員

動物からも新型コロナウイルスがうつるというお話ですが、特にコウモリからというのは、中国の例もあってそのようなことになるのかなと感じるわけですが、御存じのとおり、コロナ禍において外へ余り出られない中、猫や犬、そのほかの動物も含めて、癒

やしを求めて飼う人が随分多くなっていると思うのです。

その中で、飼い主が新型コロナウイルスに感染した場合、ペットに感染させるということとはあり得るのか、お聞きしたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

世界的には、これまでに新型コロナウイルスに感染した人から犬や猫に感染したと考えられる事例が数例報告されております。また、動物園のトラやライオンが飼育員から感染したと推察される事例も報告されております。

ただし、新型コロナウイルス感染症は人から人へ飛沫感染や接触感染により感染するため、現時点ではペットに感染させることはまれな事例と考えております。

また、感染した飼い主の飛沫ウイルスがペットの体表に付着し、ペットを介して別の人に二次感染を引き起こす可能性がございますので、先ほども答弁させていただいたとおり、ふだんからペットとの過剰な接触は避けるべきであると考えております。

寺井委員

それはきちんとすればというようなお話であったと思いますけれども、御存じのとおり犬はつないで家で飼いますけれど、猫は夜はもう自由な行動をさせるというか、家にも猫の通り道みたいなものを開けるようになっていきます。

その中でうつつっていったりするのかなと心配するわけがございますけれども、今後、ペットに関する新型コロナウイルス感染症について、県民への周知、啓発はどのように行っていくのか、お聞きしたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

これまでに、ペットを飼っている方に向けて新型コロナウイルス感染症のQ&Aなどを動物愛護管理センターのホームページへ掲載したり、動物愛護監視員に向けた啓発としてメーリングリストの活用、また、特にペットを飼っている方に向けたペットへの感染予防というリーフレットがございまして、動物病院を介してその配布を行ってきたところでございます。

今後につきましても、来週に市町村との担当者会といった会議を予定してございますので、そこで改めてこのリーフレットを周知し、市町村の窓口での配布をお願いしようと考えております。

また、地元紙に掲載させていただいております動物愛護管理センターのコラムがございまして、情報とくしまという部分で啓発するなど、そういったいろんな機会を通じて、県民の皆様へのペット対策の周知、啓発に広く努めてまいりたいと考えているところでございます。

寺井委員

いろいろな動物と接触する機会が非常に多くなっている時代でございます。

皆さんも御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症だけでなく、例えば鳥インフルエンザであったり、また豚熱がもう既にイノシシにも感染しているというお話もあります。

動物の感染症は多岐に渡り、更にペットを飼育する家庭が増加しておりますので、ペットが家族の一員として飼育環境もより密接、身近なものとなってきておるところでございます。

このことから、動物と人との新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策を進める上で、県民への注意喚起や周知が非常に重要な情報源となります。

今のお話を聞いたら、それは既にやっているというようなことでございますけれども、情報収集、県民への啓発について、もっと広く積極的に行っていただきたいと思っております。

吉田委員

私からは、まず大型風力発電計画についてお聞きしたいと思います。

今、那賀・海部・安芸風力発電事業の環境アセスメント、環境影響評価の手續の途中だと思うのですが、改めまして、今は手續上どういうところにあるのかということをお願いします。

奈須環境管理課長

吉田委員から、那賀・海部・安芸風力発電事業の環境影響評価の手續の段階について御質問がございました。

那賀・海部・安芸風力発電事業とは、JAG国際エナジーが、那賀町、海陽町、高知県馬路村にまたがる山の尾根沿いに最大風車基数30基、最大出力9万4,500キロワットという現段階での計画を予定しております。

環境影響評価には、配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書という五つの段階の手續がございます。

那賀・海部・安芸風力発電事業につきましては、令和2年11月4日に配慮書の次の段階である方法書の送付がございました。方法書とは、地域環境の情報収集や事業実施に伴う環境の変化を予測し、環境への影響を評価する項目や方法を示したものでございます。

送付された方法書に対する県の対応といたしまして、本年2月及び3月に環境影響評価審査会を開催し、方法書の内容等について御意見等を頂いたところでございます。

一方、事業者では、前段階の配慮書に対する意見書1通を方法書に掲載していなかったため、掲載漏れの意見書1通と当該意見書に対する事業者見解について4月22日から追加公表を行い、一般からの意見を6月4日まで再度募集しておりました。

今後、方法書に寄せられた一般意見の概要及び当該意見に対する事業者見解についての書類が事業者から県に送付される予定であり、環境影響評価審査会から頂く御提言や関係町からの意見も踏まえ、10月頃をめぐりに知事意見を経済産業大臣に提出する予定でございます。

事業者におきましては、県あるいは町及び県民の意見を重く受け止めて、しっかりとした対応をお願いしたいと考えております。

吉田委員

方法書の中で配慮書の意見書が漏れるという不備があったということで、改めて追加公表があったと御報告いただきました。

これについて、今回の6月定例会の初日には、全議員が環境影響評価手続の抜本的な見直しを求める意見書を出しているのですけれども、これまでの2回の審査会での大まかな意見について、どういう意見があったかということ、あと地元などからの要望書も県に出ていると思うのですけれども、その簡単な概要を教えてください。

奈須環境管理課長

吉田委員から、審査会での意見と住民等から出ている要望書のことについて御質問がございました。

まず、審査会の意見についてでございますけれども、令和3年2月25日と3月26日に審査会を開催いたしております。

方法書に対する御意見ということで、今後、実際に現地で行う調査、予測、評価についての手法を具体的に示したものが方法書でございます。その内容について審査していただいております。各専門分野の委員の先生方から、現地調査等を行う手法が適切であるかどうかといったことについて御審議を頂きました。

幾つか例を挙げてみますと、尾根の風力発電機の設置場所周辺だけでなく、資材等の運搬道路の新設や拡幅工事によっても動植物への多大な影響が考えられるので、環境への影響が回避又は低減できるのかをしっかりと評価していただきたい。

調査等の手法に関する全般的な御意見として、適切な予測、評価を行うためには現況をしっかりと把握したデータを得ることがまず重要である。そのため、重要な調査地点、調査期間を設定すること。

また、個別項目といたしまして、低周波音について民家に近い場所も調査地点に追加すること、水質については調査方法、調査期間についても見直しを検討することなど、様々な項目について改善を求める御意見が出されております。

次に、各町民からの御意見については、計画されているエリアは地形的にもかなり厳しい所がございます。急峻な所でありまして、自然環境もすごく恵まれた所であり、このような場所での大規模な工事について、保全対策ができるのかどうかというところを、しっかりと御検討いただきたいといった要望が寄せられているところでございます。

吉田委員

審査会でも、環境への影響を回避、低減するためということで、議論がすごく活発に行われたみたいで、県民の気持ちとして、委員の先生の皆さんには大変お疲れ様ですと言いたいと思っています。

また、地元の方からも環境への影響を懸念する声が届いているということで、県議会からの意見書もありますけれども、環境影響評価への住民意見が手続上できちんと担保されるような法律の見直しなどを希望したいと思っています。

今後、確実に県内で再生可能エネルギーが増えていくと思われまして、増やさなければいけないのですけれども、国も2050年カーボンニュートラルを宣言していますし、これからロードマップを作っていくということで、先ほどの企業局の答弁でもありましたが、県内でもグリーン社会推進本部ができて、今ある技術を中心に5年間で軌道に乗せるということなので、主に太陽光発電と風力発電がこれからはますます県内で増えていくことが予想

されます。

徳島ではオリックスの天神丸風力発電事業が中止になりましたけれども、全国でも住民と再生可能エネルギーの事業者とのトラブルみたいなことが各地で結構起こっていて、徳島では余り見ないのですけれども、九州のほうに行きますと、こんな所にまでというような尾根に太陽光発電のパネルがずらっとあって、景観を少し阻害しているという所も見受けられたり、今後、徳島でもそういう所が多分増えてくると思うのです。

そんな中、きちんと地域のルールを作ることは大事だと思うのですけれども、こうした地域のルールとして都道府県や市町村で再生可能エネルギーに関する条例を作っているところがたくさんあると思うのです。

それについて、分かる範囲で結構ですので、全国の状況をお知らせください。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま吉田委員から、自然エネルギー導入に関する条例について御質問を頂きました。

都道府県レベルでのお答えになりますが、太陽光発電と風力発電について、いずれも規制に係る条例として設置されている県がございます。

太陽光発電では兵庫県、岡山県、和歌山県の3県でございまして、いずれも施設の規模や面積で対象を絞りまして、規制の対象としております。

次に風力発電ですが、こちらは兵庫県で、出力1,500キロワット以上の施設を対象に計画の届出や報告徴収などの手続を課しております。

吉田委員

都道府県では兵庫県、岡山県、和歌山県で規制の条例ができていうことで、市町村ではそういう条例が200近くできているみたいです。

規制というのももちろん大事なのですけれども、推進もしていかなければならない中で、このルール作りが本当に重要だと思うのです。

徳島県のすだちくん未来の地球条例では、再生可能エネルギーの推進をうたっていると思うのですけれども、その条例若しくは県の他の条例の中で、そうした再生可能エネルギーに関して地元とのトラブルを避けるための規制的なものはありますでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

ただいま、県の条例における自然エネルギーの位置付けについて御質問を頂きました。

すだちくん未来の地球条例におきましては、基本理念といたしまして、本県ならではの多様な地域資源、いわゆる自然エネルギー等を最大限に生かし、地域の課題解決に貢献することが定められております。

そして、県の責務として、この基本理念にのっとり、その事務及び事業に関し、気候変動の緩和及び適応に関する取組を率先して実施すること。県民の責務として、家庭生活等に関し、気候変動の緩和及び適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めること。また、事業者の責務として、事業活動に関し、気候変動の緩和及び適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めることが規定されております。

再生可能エネルギー等に係る対策といたしまして、県民及び事業者において、その家庭生活又は事業活動における再生可能エネルギーの積極的な利用の努力義務、地域において得られた再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用することができるよう努めるという再生可能エネルギーの地産地消の努力義務が定められております。

さらに、県は、こういった取組を支援するとも規定されているところでございます。

吉田委員

再生可能エネルギーの地域との関わりについて、ただいま杉山課長が答弁されたように、県のすだちくん未来の地球条例の中で地産地消という言葉が出てきますし、地域の課題解決に期するという言葉が出てきていると思います。

地域の課題の中で最大のものの一つは、人口減少をどうするかということだと思っておりますけれども、再生可能エネルギーの資源は徳島などの地方にはたくさんあるのですが、今はそれを十二分に生かしきれていなくて、徳島の風力発電にしても、企業局の中のメガソーラー、4メガワットというのもありますけれども、県外の大型資本が入ってきているという状況で、これからますます増える中、地域の課題解決につなげるためには地域の資本が入ってトラブルなくどんどん推進することが必要なので、やはりルール作りというのは大変重要だと思っております。

今、はっきりした規制や地域が入るというルールが徳島県にはないという中で、そういうことを研究する時期ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

杉山グリーン社会推進課長

委員のお話のとおり、地域の自然エネルギーの利益を地域に還元するということは、地域経済の活性化や地域振興において大変重要であると認識しております。

先ほど申しましたように、すだちくん未来の地球条例におきましては、地域において得られた再生可能エネルギーを、当該地域において効率的に利用することができるよう努めることと定められており、委員お話しの趣旨も盛り込まれていると認識しております。

また、県では自然エネルギー立県とくしま推進戦略におきまして、重点プロジェクトの一つに「地産地消」推進プロジェクトを掲げております。

そこでネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZEHをはじめとする住宅での電力自家消費の促進、ソーラーシェアリングをはじめとする農林漁業分野での自然エネルギーの利用促進などを進めているところでございます。

また、この度の改正で地球温暖化対策の推進に関する法律において新たに設けられました、地域の求める方針に適合する自然エネ活用事業を市町村が認定する促進区域の制度も今後、積極的に活用してまいりたいと考えております。

さらに、本県が会長県を務めております自然エネルギー協議会におきましても、地域のエネルギーやインフラを活用して得た利益は地域に還元するべきであるとして、本社がある都市部ではなく、自然エネルギー施設が設置された地域に法人事業税が納付されるような仕組みも提言しているところでございます。

今後とも、地域にメリットが還元されるよう施策の推進や仕組みづくりに努めてまいりたいと思います。

吉田委員

自然エネルギー協議会の提言などはとてもいいと思うのですけれども、今おっしゃったように、すだちくん未来の地球条例の中に十分盛り込まれているとするには、まだ少し弱いのではないかと私は思うのです。

例えば、市町村になりますが、神奈川県松田町に松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例という条例があるのですけれども、人口1万人という小さな町ですが、基本理念として全国で初めて地域エネルギー享受権というのをうたっていて、画期的だと言われており、松田町自治基本条例の理念に基づいて、再生可能エネルギーは自治であるということで、地域主導型の再生可能エネルギー事業を首長が認定して促進するとなっています。

また、もう一つ例を挙げますと、長野県飯田市で飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例という条例があるのですけれども、これは市民がやる事業を市がはっきりと支援する。支援の方法は、専門家の助言を付ける。事業の公共性と経営安定性を市が公式に認証して、金融機関の信用や市民ファンドを受けやすくする。また、基金を作って調査費用を無利子で貸し付けるという具体的なことを条例でうたっています。

この飯田市の内容については、徳島県でも、条例ではないのですけれども、事業として昨年から今年にかけて同じようなことをされようとはしていますが、はっきりと条例にうたっているということは大事だと思います。

公共事業でも地元優先で事業を取ってもらおうというのがあるし、再生可能エネルギーも公共事業の地元優先というのと同じように考えてもいいのではないかと考えています。

そういう意味で、これから社会が本当に大きく変わる中、必ず国が後押しして再生可能エネルギーが徳島で増えていく中で、どれだけ地方が生き残っていけるのか、人口減を食い止めて雇用を作れるのかという正念場だと思うので、是非、ルール作りを検討していただきたいと思います。

先ほど答弁がありましたけれども、これは引き続きお願いしていきたいと思いますので、もし答弁がありましたらお願いします。

杉山グリーン社会推進課長

今後、策定を進めてまいります県版脱炭素ロードマップの中で、市町村を中心に地域が主体となった自然エネルギー導入、それによる地域の活性化等について検討してまいりますと思います。

吉田委員

前の臨時委員会の際、担当者がいらっしゃらない中でお聞きしたのですけれども、4月、5月の初めに県内で新型コロナウイルスの感染者が爆発的に増えていた時期に、ホテル療養の都合が付かなくて、自宅で待機される方がたくさんいらっしゃった時期がありました。これは、家の事情で自ら自宅待機を選んでいるのではなく、入れなくて自宅待機されている方がいらっしゃった時期です。

その時に、梅雨が早く来たということで出水期になりまして、避難指示が出たときにはそういう方はどうすればいいのかということをお聞きさせていただきました。

これについて、御担当者がいらっしゃると思うので改めてお答えをお願いします。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、新型コロナウイルス感染症による自宅待機者、いわゆる自宅療養者等の避難について御質問を頂きました。

これにつきましては、保健福祉部と連携し、去る6月17日に市町村の防災担当者と避難の対応方針を取りまとめて協議したところでございます。

具体的には、陽性者であって入院調整中などの事情によりやむを得ず自宅にとどまっている方につきましては、県において入院受入医療機関又は軽症者用の宿泊療養施設のほうでしっかりと受け入れることとしております。

また、PCR検査では陰性であるが一定期間の経過観察中である濃厚接触者については、県と市町村との連携の下、あらかじめ市町村において濃厚接触者専用の避難所を構えていただくということで、その確保について市町村に要請しているところでございます。

現在、市町村においては最低1か所、また管内人口が多く区域の広い市町村については、住民の利便性等も考慮し複数箇所の確保をお願いしているところでございます。

吉田委員

濃厚接触者については、専用の避難所を市町村において最低でも1か所は設けていただけるということで良かったと思います。

前回のように、陽性者であってやむを得ずではなくホテル療養施設に入れない人がたくさん出るという状況は今後はないと思いますし、ないようにしなければならないのですが、今の御答弁では陽性者の中で入れないような人が出たときということが抜けていたと思うのですが、そういう方はどうなりますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

飽くまでも陽性でございまして、避難所に移っていただくということは現実的ではございません。入院受入医療機関、軽症者でありましたら宿泊療養施設といった県でしっかりと受け入れるということになります。

吉田委員

そういうことができない場合はないと考えていいということですか。

前は宿泊療養施設が一杯で、入れない人が100人ぐらいたったような状況があったわけです。そのような病院にも宿泊療養施設にも入れない陽性者の人が今後はないようにしなくてはならないのですが、前は実際にあったわけなのです。

そういうことになった場合、避難所にはもう入らないというのは分かったのですが、何かの手立てをして必ず病院に入れるということですか。それとも別に避難所を設けるということですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいまの入院調整の話につきまして、直接の担当は保健福祉部になるのですが、いろいろ話をしていく中、今日いきなり感染爆発が起きるというわけではなく、徐々に感染が拡大していくというフェーズがあります。

その中で、受入医療機関又は宿泊療養施設の確保により、県でしっかりと対応していきたいと考えているところです。

吉田委員

分かりました。よろしくお願いします。

立川委員長

午食のため、休憩いたします。(12時05分)

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時13分)

質疑はございませんか。

吉田委員

先ほどの企業局関係の委員会の中での私の発言を少し訂正したいと思います。

太陽光発電の稼働率と設備利用率について質問をしていたのですが、企業局より報告がありました数字は稼働率だったのですが、設備利用率というふうに説明があったので、私もそれを受けて答弁、質問をしました。

後から企業局の担当より訂正がありましたので、それに合わせて私の発言も訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。

まず、今日新型コロナウイルス感染症の報告がありました。

9都道府県の緊急事態宣言が6月20日をもって解除されることが決定して、6月17日に第55回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催して、6月21日から8月15日までを第5波・早期警戒区間と位置付けたということで、これは非常に積極的な取組だと私は思うのです。

ところが、1週間後の6月24日に第56回徳島県新型コロナウイルス対策本部会議で、とくしまアラートを解除することを決定した。

この報道を聞いて、なぜ1週間での解除かと驚きました。第5波・早期警戒期間の位置付けが弱まって、県民意識の薄れや県外からの人流増加など、感染拡大につながる危険性が生じるのではないかと率直に思いました。

今回、1週間でステージⅠを解除した理由についてなどという言葉在先ほど使っておりましたが、なども含めて丁寧に御答弁ください。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員より、とくしまアラートを6月24日に解除したことについて御質問を頂きました。

委員がおっしゃいましたように、6月17日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、ちょうどこの時に沖縄を除く9都道府県の緊急事態宣言が解除されることが決定したところでありますが、その際、当然ながら本県についてもアラートの引下げについてどうするかということを検討したところであります。

その時点におきましては、県内の直近1週間の感染者数が10人以上であり、国のステージIの基準である10人以上に該当することから、ステージIを満たす指標がまだ一つ残っていたこと。緊急事態宣言の終了後、京阪神などではまん延防止等重点措置に移行したこと。デルタ株をはじめとする感染力の高い変異株がどんどん出始めてきていたこと。それから、6月17日の直前に県内で久しぶりに中学校でのクラスターが発生したということもありました。

アラートというものは個々の指標でステージIを満たすものがあつたからといって、必ずステージIになるわけではないのですけれども、こういったことを警戒して総合的に判断したところ、この時はステージIに据え置くという形にさせていただきました。

それから1週間たった時点で、もう1度指標を検討したところ、先ほど申し上げました直近1週間の感染者数については10人を下回り、更に本県独自の指標である感染観察・注意という段階に該当する5人以上という部分も満たさない。その時は4人だったのですけれども、もう一つ下の指標も下回る、言わばどの指標にも該当しないレベルまで全ての指標が下がったという状況がありました。

また、先ほど申し上げました中学校のクラスターについても、感染者数が6人とどまり、それ以上の広がりを見せなかったということもあります。

そういったことを総合的に勘案し、今回、6月24日にとくしまアラートを全面解除とさせていただきます。

当然、6月21日から第5波・早期警戒期間ということで対策を講じておりますけれども、こちらについては、これから県外からの人流の増加に伴いデルタ株という変異株が押し寄せてくることを前もって警戒し先手で対策を打つ、言わば未来に向けた予防的な措置としてやっております。

とくしまアラートにつきましては、飽くまでも現時点での感染状況等の数字を総合的かつ客観的に評価し、県民の皆様に分かりやすく示すというものでございまして、若干その性質が違うものでございます。

もちろん我々としても、とくしまアラートを解除したからといって警戒体制を維持する必要性は当然重々承知しておりますので、先ほど福山委員からの質問に答弁しましたように、しっかりと警戒感を持って対策を講じてまいりますし、また人流の増加につきましては、人流の監視をより強化し、県民の皆様に必要な警戒感を持っていただきたいと思いますと考えております。

山田委員

とても納得がいかない答弁でして、それも1週間での解除でしょう。実は県庁の皆さん

の中からも疑問の声を直接聞いたこともあるのです。

次に、端的に聞きますけれど、今回報道があった人流の増加について、6月7日時点で徳島駅周辺が基準値では38パーセント、富田町、秋田町周辺では10パーセント。それが6月30日に徳島駅周辺で120パーセント、富田町、秋田町周辺で173パーセントと急激に増えているわけです。

いわゆるステージⅠも含めて、とくしまアラートを解除して、とくしま応援割もということにもなるのでしょうかけれども、徳島は心配ないというふうな格好が人流を増加させる要因になっているのではないかと私は思うのです。

ここは県民の皆様には警戒心を相当持ってもらった上で、今は小康状態が続いていますけれど、いつ爆発するか分からない。東京方面では非常に深刻な状況になりつつあるから、それが時間的に後になって徳島に出てくる可能性が高いのです。

だから、そういうところで言ったら、今回の皆さんがとられた解除の結果が人流調査のデータに反映されているのではないかとと思うのですけれど、この点はどうですか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、とくしまアラートの解除が今の人流の状況に影響しているのではないかと御質問を頂きました。

確かに、ここ最近の数字を見てみますと、県外からの人流についてはかなり高い数値を示しており、当然、我々としても警戒感を持ってそれを注視するとともに、県民や事業者の皆様に対して様々な手段を講じて注意を呼び掛けているところでございます。

ただ、とくしまアラートを全面解除したのが6月24日でございますので、今の直近の人流の数字は6月25日のものですから、時間的に考えると、とくしまアラートの解除が直接に影響したということには当たらないかと思えます。

いずれにしても、計画案を持ってこういった状況をしっかり注視しまして、もし感染状況等が拡大する兆しがあれば、とくしまアラートについてはできるだけ機動的に引き上げられるように検討も続けていきたいと考えております。

山田委員

この点で確認しておきたいのだけれど、先ほど、当然とくしまアラートの変動もあり得るというようなことを言っていました。

そうしたら、どういう状況になったらとくしまアラートを再発令するか、具体的な基準があるのかないのか。一つでも基準を満たしたらなるのか。それとも、香川で見付かりましたけれども、デルタ株の徳島県内での発生なのか。また、人流の増加については6月25日と言われたとおりだけれども、この流れが引き続き強まっていったとしたら、非常に危険な状況が見て取れると思うのですが、とくしまアラートの再発令の具体的な条件とはどういうものなのか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、とくしまアラート再発令の具体的な要件について御質問を頂きました。

とくしまアラートについては、当然ながら5指標7項目という数字があります。

ただ、先ほども申し上げましたように、その一つがある基準に達したら自動的になるというのではなく、7項目の数字、先ほど委員から御指摘がありましたようにデルタ株の状況や県外の状況、県外から本県への人流の状況といったことを要素として勘案した上で、また、医師の皆さんも含む県の専門家会議で諮りながら、総合的に判断させていただきたいと考えています。

山田委員

これについては、引き続き関心を持って注目していきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の問題で、徳島プレミアム生活衛生クーポンについて先ほど寺井委員から質問がありました。

これについては、不公平なクーポン販売方法や非組合員の零細店の救済を等々報道されたわけですが、お叱りの声も含めて私らの所にもたくさん来ました。

私は事前委員会の中で公平性の担保について、高知市内ではほぼ半日で完売しているという状況も示した上で求めました。とくしまプレミアム交通券の購入申込みは一人1回限りの事前申込制でしたから、その面では非常に公平なのです。税金の効果的な運用からすれば、お金を出しているのに一定といってもかなりまとまったところから不満の声が出るというのは、いかがなものかと私は思うのです。

当然、4業種の皆さんが大変なことになっているわけですから、その面では直接支援という方法もあったわけです。そういうことをすれば良かったと思うし、そういう点を今後の検討課題としてしっかり検証、検討することが必要と思うのですけれども、都築課長、いかがでしょうか。

都築安全衛生課長

まず、この事業の目的として最初に御説明させてもらった時に、緊急事態宣言下でも事業の継続が求められる事業者として、理美容、クリーニング、銭湯というものが挙げられていまして、正に生活必需サービスということが明示されております。

しかしながら、県民にとっては、コロナ禍における不安感や外出の自粛によって、恐らくは毎日、毎週、毎月訪れていた店だと思われそうですが、だんだんその頻度が少なくなり、事業者においても、いろんなイベントがなくなったり、大幅に削減されたりするなど、大きな影響が出ているため支援を行ったものであります。

4業種につきましては、生活必需サービスであるため平常時には県民それぞれに特定の利用店舗があり、一定の頻度で店舗へ訪問していたと考えられております。

今回、利用頻度が低下している現状を少しでも回復させるため、県民への利用促進策としてクーポンを販売させていただいたところであり、また、事業者には感染拡大防止対策を進めていただき、県民が安心して利用できる環境づくりの両輪で進めさせていただいたと考えております。

これらの理由から、一時的な給付金等の支給ではなく、今まで行っていたお店に継続的に訪問していただける環境づくりも含めて整備することが重要であると考え、クーポン事業を行いました。

本日から換金業務が始まりますので、これからその効果が広まっていくところを確認しながら、事業効果を検証してまいりたいと考えております。

山田委員

都築課長はそう言うけれども、クーポン制度は徳島県でもいろんな格好でやっていたわけで、先ほど言ったとくしまプレミアム交通券のように一人当たり1回の事前申込制という格好を取られていたところもあったのですが、こういうことは検討されたのですか。

都築安全衛生課長

先ほども答弁させていただいたように、オーソドックスな先着順や往復はがきによる抽選など、方法については様々な手法があるということは理解していますが、まずは事業の緊急性や即効性を考えまして、今回はオーソドックスな先着順とさせていただいたところ です。その辺については御理解を頂きたいと考えております。

山田委員

これ自体は買えなかった人もかなり多いという点をしっかり県に認識してもらった上で、今後については対応の仕方をしっかり検討してほしいと思います。

次に、危機管理調整費についても聞きます。

これは事前委員会でも聞きましたが、財政状況を含めて予算計上の状況、執行状況等々を御答弁いただけますか。

永戸危機管理政策課長

危機管理調整費につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するため令和元年度2月補正予算から数次にわたって大規模な予算計上をお認めいただいているところでございます。

これまで、令和元年度2月補正予算で10億円、令和2年度4月補正予算で20億円、令和2年度6月補正予算で15億円、令和2年度2月補正予算で5.5億円、そして今年度4月補正予算で40億円ということで、総額90.5億円の危機管理調整費を予算計上していただいているところでございます。

予算ベースで申し上げますと、この90.5億円の財源につきましては、国費が60.4億円、二十一世紀創造基金の繰入金10億円、一般財源が20.1億円となっております。

この90.5億円の使途につきましては、これまで総額で88.1億円を決定しておりまして、その都度委員会に御報告させていただいております。

その主な内容といたしましては、マスクや消毒液といった医療資機材の購入費、生活福祉資金の増額に係る経費、災害時の避難所のホテル、旅館等の改修経費、高齢者のインフルエンザ予防接種に係る自己負担の補助金、高校生の一人1台端末配備、GIGAスクールのための端末の購入費、それから今年度の委員会において既に説明いたしましたように飲食店に対する営業時間短縮要請の協力金、先ほど御質問がありました徳島プレミアム生活衛生クーポンの発行事業費、子育て世帯の生活支援特別給付金、とくしま応援割の事業に係る経費といったものを使途として決定しております。

この90.5億円のうち、現時点で88.1億円の使途が定まっておりますので、今後の変化していく感染症への対応、また国が追加補正予算等を打ってくる可能性がありますので、そういったことに対応するために今回の6月補正予算において新たに10億円を計上し、お願いしているところでございます。

今後とも、危機管理調整費の執行に当たりましては、この委員会での報告をはじめ県議会の皆様にも丁寧に御説明を行いながら、しっかりと透明性を確保して使っていきたいと考えております。

山田委員

今、10億円は別にして一般財源が20億円余りというふうに言われましたけれど、新型コロナウイルス感染症対策は全部振替可能というふうに私は確認しています。

端的にお答えください。この中で県単独で負担しないといけないのは、営業時間短縮要請分の裏負担2割、それと鳥インフルエンザの分を合わせて10億円ぐらいだと思うのですが、今20億円と答えられましたけれども、これは私の認識が間違っていますか。

永戸危機管理政策課長

ただいま山田委員から、危機管理調整費の財源について御質問を頂きました。

私が御説明しましたのは、飽くまでも予算ベースという話をさせていただきまして、実際にこの90.5億円の予算の中で、基本的には各部局に配当して執行しており、決算となりましたら各部局の決算で計上されていきます。申し訳ございませんが、最終的に決算ベースでどういった財源になっているのかについては、私のほうでは把握しておりません。

今、私の手元に資料がございませんので推測で申し上げますが、委員のおっしゃったように、恐らく予算は一般財源であっても最終的に国の財源に振り替わっている部分があるのではないかと考えております。

山田委員

時間の関係で言いませんけれども、実際は新型コロナウイルス感染症対策はほとんどが振替なのです。これは財政課を含めて当局に聞いてもらったらすぐ分かることですし、原課に聞いても分かる。そういうことを頭に入れた上で資料作成等々をお願いしたいと思います。

次に、レジ袋有料化が義務付けられてちょうど1年たちましたけれども、県内の状況というのは分かりますか。お答えください。

杉山グリーン社会推進課長

すみません。今、詳細な資料は持ち合わせておりません。

山田委員

体調が悪そうなのでこれ以上言いません。後で結構ですけれども、レジ袋を有料化して今日でちょうど1年ということで、既に報道もされているということから見たら、是非とも御答弁が欲しかったなと思うのです。

杉山課長関係の分は今日はもう外して、次にアスベスト対策についてお伺いしたいと思います。

国のほうでは令和10年度前後にはピークの約10万トンになるとされており、先日も最高裁で国と建材メーカーの責任を認める判決が出て、このアスベスト対策は非常に重要な取組になっていると思うのですが、まず、その現状についてお聞きします。

そして、この前の予算でそのことを厳密に測るアナライザーというのを1台購入しましたし、我々も賛成しました。購入して3か月がたつわけですが、それがどのような状況になっているのかということをお答えください。

奈須環境管理課長

山田委員から、アスベスト対策の現状、それからアスベストアナライザーの購入状況について御質問がございました。

アスベスト対策につきましては、まず改正大気汚染防止法について周知を図る必要があります、改正前から県ホームページでの掲載、あるいはチラシ、リーフレットを作成の上、各建設団体、関係機関、各市町村に送付して周知をお願いしております。

また、4月には建設団体を対象に改正法について労働基準監督署と合同で説明会等も実施するとともに、現場確認についても届出が出ておりましたら、随時立入り等も実施しているところです。

次に、アスベストアナライザーについては、アスベスト飛散防止強化事業ということで今年度購入する予定となっております、本年7月入札を行い、秋頃導入を予定しております。

この機械はアメリカで製造され、日本へ輸入後にメーカーの検定を受けてからの納入ということになりますので、発注から納入までかなりの時間を要し、また、仕様書の作成や高額であるために審査会等に諮る必要があることから、少しお時間を頂いております。

さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響や大気汚染防止法の改正による受注の増加といったことから、これまでよりも更に納入までの時間が掛かると伺っております。

このアスベストアナライザーが購入された場合には、解体工事現場への立入りや苦情対応において、効果的に活用していきたいと考えております。

山田委員

実はもっと聞きたいのですが、引き続き、この問題は奈須課長と議論を重ねていきたいと思っています。

最後の質問になるのですが、時間の関係で2点だけ聞きたいと思います。

一つは、動物由来感染症ネットワーク「徳島モデル」の構築について、「未知への挑戦」とくしま行動計画の中にも言われています。その状況を簡潔に結構です。

それと、これは朝日新聞の5月付けで犬の殺処分が四国3県が非常に多い。徳島県も4位というふうな状況になっているのですが、今の状況を簡潔に述べてくださいというのが1点です。

もう1点は、以前、総務省の四国行政評価支局で南海トラフの避難所充足率の調査結果が公表され、当時、徳島県は非常に低かった。高知と比べても低かったので、その点も含

めて、その後どのように改善されてきているのかという点についてお答えいただき、質問を終わります。

都築安全衛生課長

徳島モデルにつきまして、まず徳島モデルの構築の目的がOne Health、人と動物と環境、それぞれの健康は一つであるという理念があり、その考え方を維持増進させることが非常に重要だということが、現代社会の共通認識となっているということがあります。

徳島県におきましては、動物由来感染症対策を推進するために平成16年に徳島県動物由来感染症対策検討会というものを設置しておりますが、年2回程度、医師、獣医師、有識者及び県関係部局が一堂に会して、その対策に協議を重ねているところであります。

医師、獣医師が同じテーブルで会議をするということは全国でも非常にまれな事例と聞いておりまして、更に協力を深めていくことで徳島モデルの構築を考えております。

今後につきましては、感染源動物の検査診断体制の整備や医療と獣医療の情報共有体制の強化、それから近隣自治体との広域連携による合同研修などに取り組み、動物由来感染症ネットワークの先進的な徳島モデルの構築や発信を目指しているところであります。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま山田委員から、犬の殺処分の状況について教えてくださいという御質問を頂きました。

令和2年度における犬の殺処分頭数は307頭でございますが、昨年度は犬猫を合わせて殺処分数は476頭で、やはり犬の割合が多いという状況になってございます。

その原因といたしましては、動物愛護管理センターに収容されている犬の頭数が令和元年度で941頭、令和2年度で838頭と非常に多く、そのうち譲渡ができないといった譲渡不適の犬がまだまだ非常に多く占められているというのが現状でございます。

我々が目指しておりますのは、助けられる犬猫殺処分ゼロということになるのですが、現在、犬は19頭、猫は10頭、合わせて29頭というところまで削減できているところでございます。

今年度、センターの目標といたしまして、助けられる犬猫殺処分ゼロをできるだけ達成できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

杉山グリーン社会推進課長

先ほどの山田委員のレジ袋の状況について、補足で説明をさせていただきます。

昨年7月1日から全国一律でレジ袋有料化になっておりますが、これは小売業を含む全ての事業者が対象となっており、全国展開する大規模小売事業者から個人商店まで、非常に広範囲となっているところでございます。

容器包装を年間50トン以上利用する容器包装多量利用事業者の方につきましては、国に報告するよう義務付けられておりますが、県に対する報告義務はございません。

また、全国一律レジ袋有料化開始日以降におきまして無料配布を行っている事業者があったとしても、プラスチックフィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの、海洋生

分解性プラスチック配合率が100パーセントのもの、バイオマス素材の配合率が25パーセント以上のものは法令に基づく有料化の対象とはなっておりません。

こうしたことから対象となる全ての事業者について、その実態を把握することは困難な状況となっております。

県としましては、引き続き皆様に御協力を求めていくためホームページなどによる広報を行ってまいります。

ただ、マスコミ等で実態調査などをされていると思いますので、そこら辺はちゃんと調査してまいりたいと考えております。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、平成29年度に四国行政評価支局が行いました避難所の充足調査について、この現状はどうなっているのか、また高知との比較等について、御質問を頂きました。

平成29年に四国行政評価支局が行った南海トラフ巨大地震を想定した避難所の充足率調査と申しますのは、県内全域ではなく、徳島市、鳴門市、阿南市の3市を抽出して南海トラフ巨大地震の被害想定と指定避難所の定員を比較したものでございます。

当時、36パーセントという低い数字だと報道もなされまして、県におきましては、その後県内市町村への指定避難所の追加の促進であったり、また県立学校をはじめとした県有施設をできるだけ避難所指定するようという庁内での協力体制もとりまして、市町村に強く働き掛けてまいりました。

この結果、飽くまでも試算で、3年余りが経過していますが、36パーセントという数字につきましては、現状では56.1パーセント、約20ポイントの改善となっております。

ただ、今回、徳島県で選ばれております徳島市、鳴門市、阿南市ともに南海トラフ巨大地震での大規模な津波浸水エリアが想定され、その中に多くの避難者が出るという想定になっておりますので、やむを得ずそもそもの避難者数がかなり多くなっているのが現状でございます。

そういったこともありまして、市町村においては懸命に頑張っただけ避難所の確保には努めていますが、なかなか直ちには解決できないという面もありますので、県におきましては広域避難ガイドラインを平成30年3月に取りまとめ、また令和元年にもその見直しを行うなど、市町村間で相互に応援することによって、どうしてもその市町村で対応できない場合については、市町村をまたぐのですが、広域避難ということで対応する体制の確保もしているところでございます。

ちなみに、徳島県全体で見ますと、最大避難者は22万6,400人ぐらいが想定されるのですが、避難所1,093施設で想定のおぼろ9割ぐらいが確保されている状況でございます。

まずは市町村間の相互応援等によって対応しながら、引き続き、避難所の指定等を今後もしっかりと進めていきたいと思っております。

もう1点、高知県が90パーセントぐらいで高かったということの比較なのですが、この避難所の定員の設定の仕方自体、例えば本県ではスフィア・スタンダードを推奨してまいりまして、避難所についてはできるだけ一人当たり3.5平方メートルのスペースを推奨するなど、避難所の定員の設定そのものも各市町村ごとに考え方が違っており、同じ広さでも倍ぐらいの定員の差が出るような場合もあります。

いろいろ分析はしているのですが、必ずしも一つの要素だけでこう違うのだというわけではございませんので、高知県も3市の抽出であったということもあり、なぜそこまで大きく差があるのかということについて、具体的な理由までは分からなかったというところがございます。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

今日の福山委員の質問の中で、少し気になった答弁があったので一つお尋ねしておきますが、帰省者のPCRの無料検査で6月10日から20日までの間に227人でしたか、それから6月24日から29日までに250人でしたか、それぞれ1名の陽性者があったということでよろしいのですか。

永戸危機管理政策課長

先ほどの数字でございますが、6月21日以降の第3弾につきましては、1名は陰性でございました。以上、訂正させていただきます。

扶川議員

そうですか。ではこれは1名だけが陰性と分かっているという話ですね。

それにしても、6月10日から20日、227名で1名陽性というのは割合いるものだなと思って驚きました。

今、人流調査で県外から入り込んできている人の数というのは、およそどのくらいと把握しているのですか。

永戸危機管理政策課長

扶川議員から、人流の関係について御質問を頂きました。

人流調査をやっているのは、県内2か所の繁華街のピンポイントの調査でございますが、県全体の人数について、長期的な統計を取れば数字はあるのですが、携帯電話を使ったリアルタイムに近い数字ということでは、我々もまだ把握しておりません。

扶川議員

帰省などに比べたらはるかに多いのは間違いないと思うのです。ということは、これの何倍なのか何十倍なのかは分かりませんが、陽性者が県内に入ってきている可能性があるということです。これは慄然とします。

そうすると、こういう県外人を排除するようなやり方というのは、徳島県のキャンペーンが一時非難を浴びましたけれど、やってはいけないと思うのです。飲食店でも県外客お断りなんていうことを私も秋田町辺りでたくさん見ました。今の活性化促進の中で、それを繰り返すことは間違いだと思うのです。

そうすると、逆に県外人に、これは別の機会でも提案しましたが、例えばワクチンの接種証明を提示するとか、あるいは抗原検査キットを使えば15分で結果が出ますから、その場で受けていただくとかすればメリットがあるというような仕組みを導入すれば、かなり安心度が高まるのではないかと思うのですけれど、県外から流入してこられる人に対する何らかの検査というものはできないものではないでしょうか。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川議員から、観光等で県内を訪れるお客様に対するPCR検査等について御提案いただきました。

そういう考え方もあるとは思いますが、とりあえず今のところはまだ日本国内で沖縄には緊急事態宣言が発出されており、また、まん延防止等重点措置が10都道府県で行われているという、言わばまだ完全に日本国内の往来というものが全面開放になっていない状態であり、しかも最近またリバウンドが東京やその周辺で見られているところでございます。

そういった状態の中で、県外客を受け入れるためのそういった検査、あるいはワクチン接種証明のある方にインセンティブを与えるといったことを考えるには、まだやや時期尚早ではないかと考えます。

まだとくしま応援割についても県内客のみが対象ですので、そういった御提案がありましたことは観光部局のほうにお伝えしたいと考えております。

扶川議員

時期尚早とのことですが、現に入ってきているわけですから、入ってきていただける方を拒否しないとなれば、地元の観光業者にしても飲食店にしても歓迎しているわけです。

だから、宿泊や飲食店利用の際に、大きくなくていいのですけれど何らかのメリットを出して、県がその裏を保障するというをやれば効果があると思うのです。是非、検討いただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

この検査された方々、帰省された方ですけれど、ここで聞いても恐らくワクチンを接種していたかどうかということは分かりませんよね。

(「はい」と言う者あり)

では、それはもう聞きません。

それでは、別のことをお尋ねします。

海岸への漂着物対策についてです。

海岸に漂着する多くは流木等の自然由来の物が多いのですが、特に近年、海に流れ出して海洋生物から人体まで影響が心配されているマイクロプラスチックを減らす観点で、この漂着物の問題は大事だと思うのです。

発生源は山から川、川から海、水の流れに乗って運ばれるプラスチック製品が大半で、レジ袋なんかもその一つなのですけれども、これを抑制するためにマイバッグを使う取組をしているのですが、既に流れ出してしまった物は波や紫外線によって細かく破碎されてマイクロプラスチック化してしまうわけです。

今、その漂着プラスチックは、海岸管理者が台風の後などに流木などと一緒に大量に撤去するほか、ボランティアやNPO、漁港周辺の住民などのいろんな主体が撤去に取り組んでおります。

しかし、県内海岸線全体を見ますと足りているとは思えないのです。

特に海水浴場みたいな一部の海岸というのは定期的な清掃できれいにする取組が行われていますけれども、長期間手付かずで残っている所が多いという指摘もあります。

私もNPO法人のメンバーと一緒に北灘の海岸でボランティアで撤去活動をしましたけれど、堤防とテトラポッドの間のスペースにもものすごい量のごみがたまっておりまして、その相当部分がプラスチック類でした。

そこで、県内の海岸の状況を把握して、この漂着ごみを回収していくという取組の現状について御説明ください。

原環境指導課長

ただいま扶川議員から、海岸漂着物、いわゆる海ごみの対策について現状を教えてくださいということで御質問を頂きました。

県におきましては、国の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、いわゆる海岸漂着物処理推進法の規定に基づきまして、平成24年3月に、とくしま海岸漂着物対策取組方針を策定いたしております。

こうした中、国が平成30年6月に海岸漂着物処理推進法を改正したこと、更には令和元年5月に同法に基づく基本方針の改定を行いましたことから、これまでの県の取組方針を見直し~~し~~まして、本年3月に徳島県海岸漂着物対策推進地域計画を策定いたしたところがございます。

この計画には、従来の海岸漂着物対策だけでなく、漂流・海底ごみ対策や、先ほど扶川議員からもありましたけれども、内陸から沿岸にわたる流域圏を含んだ広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策等について、これを新たに盛り込むとともに、海岸漂着物対策を重点的に推進する重点区域として県内77海岸を選定いたしております。

この重点区域の選定に当たりましては、海岸管理者及び海岸を有する市町へのアンケート調査、ヒアリング調査、現地踏査等の結果を考慮し、重点区域設定基準に照らし合わせて総合的に判断し決定しております。

重点区域の総延長が約11キロメートルございまして、県の海岸総延長約393キロメートルに占める重点区域の割合は28.1パーセントとなっております。

なお、この計画策定に当たりまして関係者に御意見を伺った結果、改定前の基本方針か

ら重点区域数の変更はございませんでした。

また、重点区域は、議員がおっしゃるように県内の海岸を全て網羅できておりませんが、国の方針でも、この重点区域は過大又は過小とならないよう必要かつ合理的なものとするよう努めることという努力義務が課されていることから、関係者の御意見を十分尊重した上で決定したものでございます。

今後、県といたしましても、海岸管理者の意向を尊重しつつ、この計画に基づき重点区域を中心とした海岸漂着物の円滑な回収処理、それから環境教育や啓発活動の発生抑制対策、この施策を両輪といたしまして、国、関係市町村、民間団体、ボランティア等と連携協力し、総合的かつ効果的に事業を実施してまいりたいと考えております。

扶川議員

おっしゃったとおりなのですが、徳島県海岸漂着物対策推進地域計画を一読してみました。今も申し上げたように課題としては、利用頻度が少ない海岸で海岸漂着物が長年放置され堆積している問題、海岸漂着物の状況、海岸清掃、回収撤去に関する調査や情報の管理が十分行われていないというような問題が計画そのものに記載されております。

おっしゃるように重点地域というのは、本当に、例えば海水浴で使ったり漁民が活用したりする非常に大切な所で、そこを28パーセント決めて、そこは一生懸命取っているということなのですが、今申し上げたように、行政だけで全海岸線を網羅していくというのは無理だろうというのは私も分かっています。

それだけに、NPOや民間団体との協働が非常に重要になってくると思うのです。

私もそうでしたけれど、それまでは余り財布にごみ袋を入れてなかったのですが、ごみの撤去に取り組んだ後は、折り畳んだ小さなビニール袋を自分の財布に入れておくようにしています。そういう協働に基づく住民の参加が意識啓発になるのです。

だから、教育委員会レベルで学校の子供たちにも取り組んでもらうと色々な効果があるのですが、余り撤去が進んでいない所を把握して、それを民間ボランティアやNPOなどとも連携して取組を進めていくということを県としても先導してほしいのです。

まずは、どこにどのようなごみが長年たまってしまっているのかという調査から始めていただきたいのですが、いかがでしょう。

原環境指導課長

扶川議員から、海岸漂着物の実態調査に取り組んではどうかということをお伺いいただきました。

議員御承知のとおり、海岸漂着物につきましては天候や潮の満ち引きにより常に変動するものであり、その上、回収処理につきましては海岸管理者や沿岸市町のほか、個人を含めたボランティアの方々などに行っているところであり、県内でどれほどの量を回収処理しているか、全体の実態を把握するのが非常に困難な状況でございます。

しかしながら、ただいまの議員の御意見もありますので、海岸漂着物発生抑制対策のより効果的な実施ということも含めて、環境省の補助金を使い、昨年度から県内の3海岸において海岸漂着物の組成調査を実施しているところでございます。

これは昨年度から始めましたし、地点が3地点ということなのですが、まずはそ

ういったところで、どういった漂着物があるのかから始めて、経年的な変化なども観察していきながら、引き続き、海岸漂着物の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

扶川議員

私もボランティア団体に入っております、これから一緒にボランティアをしますが、漂着物の状態を把握したら市町村なり県なりにできるだけ報告して、取組を促していくようにしたいと思いますので、そういう連絡があったときには、是非、積極的な対応をお願いしたいということをお願いしておきます。

立川委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時03分)